

平成 25 年 9 月 12 日

松阪市議会議長 中島 清晴様

松阪市議会 真政クラブ
水谷晴夫

行政視察報告書

視 察 日 : 平成 25 年 8 月 27 日 (火) ～8 月 29 日 (木)

参 加 者 : 水谷晴夫・大平勇・山本芳敬・野呂一男・植松泰之

視 察 日 : 平成 25 年 8 月 27 日(火)

視察調査先 : 東京都千代田区立 千代田図書館

視察調査事項 : 指定管理者による図書館運営について

応 対 者 : 千代田区立千代田図書館 館長 望月 千恵子氏

千代田区役所 区民生活部 図書・文化資源課 課長 柳 晃一氏

《目 的》

松阪市図書館は平成 21 年度から 5 年契約で指定管理者制度を導入しており、今年度が最終年度に当たる。そして現在、松阪市は平成 28 年度における図書館全面改修をも視野に入れ計画を進めており、図書館改革推進プロジェクトも 8 月 7 日に発足させ、基本構想の構築を目指している。

このように松阪市図書館は今後の運営を考えていく上で、極めて大切な時期を迎えている。今、改めて今後の図書館のあり方を模索していかなければならない。

そこでこの度の視察では、いち早く公立図書館に指定管理者制度を導入し、一定の成果を上げている千代田区立千代田図書館を訪館し、指定管理者による図書館運営の新たな可能性を探ることで、これからの松阪市における図書館運営を考えていくものとする。

《調査内容》

千代田図書館（東京都）の前身、千代田区立図書館は、平成 15 年に策定された区庁舎建て替え実施方針に基づき、翌 16 年の「新千代田図書館の整備に関する素案」に沿ってその改革は進められた（当該図書館を庁舎 9 階・10 階に開設する計画）。その後の経過は以下の通りである。

新・千代田図書館運営等検討会が設置され、区立図書館における指定管理者制度導入に関する研究会が発足した。千代田区は国立情報学研究所へ調査委託し、まず「千代田区とは何ぞや」という問い掛けから始め、千代田区にあるべき図書館の姿を模索していった。

例えば、千代田区の居住者は 5 万 3 千人余りであるのに対し、昼間の人口は 84 万人を超える。このビジネスとしての街の求められる機能とは何であるのか。また、千代田区やその周辺には様々な施設が点在し、大学も 12 校ある。これらの施設と連携し相互に活用していければこれまでと違った図書館のあるべき姿が見えてくるのではないか。蔵書を増やし、貸出数を競わなくとも、大学等と連携し、一枚のカードさえあればどこでも検索・貸出ができれば図書館としての新しい機能を実現させることができるのではないか。更に区内に

は出版産業（書店や古書店等）も多く、これらとの情報の共有化を目指せば、これまでにない図書館としての役割も見えてくるのではないかと。

調査を進めていく中で、このような機能的方向性を見出していったのである。

ここに出てきた方向性を基に平成 18 年、千代田区立図書館整備基本計画が策定され、同時に行政機能を超えるサービス実現を目指す必要性から「千代田区立図書館における指定管理者制度導入について」という報告が出された。ここに新・千代田図書館が持つべき「5 つの機能コンセプト」が示されることとなった。

1) 千代田ゲートウェイ

- ・ コンシェルジュや展示などを通して千代田区の地域情報を発信。
- ・ 千代田区の地域産業である“出版”に関する情報を発信。
- ・ 本の街・神保町と連携して書籍の入手をサポート。

2) ビジネスを発想するセカンドオフィス

- ・ ビジネスの発想を育てる資料を整備。
- ・ セミナーや講演会によるビジネス支援。
- ・ 情報収集ができる環境を夜 10 時まで確保。

3) 区民の書斎

- ・ 上質な読書空間を皇居前の地に形成。
- ・ 中高生が学び考える力が育つ資料を整備。

4) クリエイトする書庫

- ・ 千代田図書館の貴重な資料による研究の場を提供。
- ・ 千代田区の地域資料を歴史的資料と捉え充実を図る。

5) ファミリーフィールド

- ・ 保護者として必要な知識を提供できる場を設置。
- ・ 0 歳から中学生までの読書を支援。
- ・ 託児サービス等による保護者のリカレント学習環境を整備。

これら 5 つの機能コンセプトを基に、千代田区および教育委員会を中心に区民世論も考慮した形で最終的にどのような図書館を目指すのかを示すより詳細な「業務要求水準書」が作成され、いよいよ平成 18 年 7 月、指定管理者を募集することとなった。そして同年 9 月、ヴィアックス・SPS グループを指定管理者候補として決定した。

当該グループは 3 社から成り立っている。というのも上記コンセプトすべてを 1 社のみで網羅することのできる企業はなく、そのため、各企業の専門分野を活かした業務分担を行うことで総合的に運営できるようにしたためである。

代表企業としての株式会社ヴィアックスは、サービス・総務・学校支援を担当する。構成企業としてサントリーパブリシティサービス株式会社は読書振興センター・広報・コン

シェルジュを、株式会社シェアード・ビジョンは館長・企画・システムを担当する。

指定管理者ヴィアックス・SPSグループの展開する千代田図書館の9階部分は大きく2つのゾーンに分かれている。ビジネスに役立つ資料を集め、知識や情報を生み出す交流の場となる「調査研究ゾーン」とリラックスして読書や学習、研究を行う「一般開架ゾーン」である。

「調査研究ゾーン」はセカンドオフィスとしてビジネス図書・新聞・雑誌・辞典・年鑑・白書などの基礎資料を中心に、ビジネスに役立つ資料を揃えている。専門のスタッフが資料探しのサポートをするレファレンスサービスや、有線・無線LANを利用するインターネット設備の設置、また予約制で1日2時間利用できる個人ブース席（キャレル席）を備えている。

「一般開架ゾーン」は区民の書斎として新聞・雑誌・新着図書を取り揃えることは勿論のこと、DVDなどの視聴覚資料が館内で利用できる。展示ウォールでは千代田区に関連するテーマで企画展示を開催している。また、出張古書店コーナーとして神田古書店連盟と連携し、各古書店の特徴ある資料の展示・購入案内を行っている。更に図書館の総合的な案内をはじめ、千代田区の地域案内も実施し、図書館ガイドツアーも行っている。

10階部分は「子ども室」としてゆとりある空間が作られている。「こどもひろば」では保護者が図書館を利用する際、子供を一時的に預かる託児サービスを事前申し込み（有料）ではあるが定期的に行っている。また、「おはなし会」として絵本の読み聞かせを定期的で開催している。

その他、千代田図書館の特筆すべきサービスとして「千代田Web図書館」と銘打ち、Web上で約6,000タイトルの電子書籍の貸出・返却サービスを行っている。区内在住・在勤・在学の人向けで人気が高い。このサービスは24時間365日アクセス可能であり、各種問題集なども豊富に揃えている。ただし2週間でデータは消滅するようになっており、また、プリントアウトはできない。

千代田図書館は蔵書数約17万冊、閲覧席数約240席と決して大規模な施設ではないが、以上のような地域の特徴を最大限に活かしたサービスが特徴である。

千代田図書館は現在、指定管理者制度導入後、2期目に入っており（平成24年4月～平成29年3月）、いくつか明らかになったこともある。特に図書館運営経費として、区直営時のコストは平成18年度で約3億2千万円であったものが、指定管理者制度導入後、平成22年度では3億7千5百万円と増えており（平成23年度以降は日比谷図書文化館が開館したため単純比較はできない）、決して指定管理者制度が経費削減のための施策とはいえない点は特筆すべきであろう。

千代田区は、経費（人件費）がかさもうと、サービス拡充のため、特に学校支援のための司書の確保や広報の充実のための図書専門の広報担当者の確保を積極的に進めた。その結果、指定管理者制度導入前の入館者数が約26万人であったのに対し、導入後平成22年度では77万人まで伸びた。この点から見ると、利用者ニーズに合致した運営がなされ

ていると捉えることができよう。

《所 感》

千代田区は、わが街の図書館をわが街らしい図書館にしようと決めた。そのために、そもそも千代田区とはどのような機能と特徴を備えた街なのか自己分析を行うことから始めた。その結果、千代田区には企業や官庁に勤める多くのビジネスマンがおり（昼間の人口は居住者数の約 17 倍）、大学の数も 12 校と多く、さらには出版産業を地域産業に持つなど、他の地域とは違った特徴を有することが分かった。

そこで、まず新しく生まれ変わる図書館を「千代田ゲートウェイ」として、千代田区の地域情報の発信、“出版”に関する情報の発信、本の街神保町との連携による書籍の入手情報の発信を担う情報集積型の施設として位置づけた。そして上記調査内容の通り、様々なニーズを洗い出し、それらを合計 5 つの機能コンセプトにまとめ上げた。ここからこれらのコンセプトに沿ったサービスを提供できる企業を募集することにしたのである。

当然すべての機能・サービスを提供できる企業は存在せず、したがって 3 社共同での受託となった。一方、企業側もコンセプトが明確であったがために自社で出来ること出来ないことを峻別することができ、受託に際してのリスクを軽減できた（契約不履行の事態を免れる）ともいえる。

千代田区の図書館は 5 つの機能コンセプトの下、貸出中心の図書館から「滞在型図書館」へと移行した。決して貸出数を競おうとはしなかったのである（貸出数を増やそうとすれば新刊やベストセラーを多く取り揃えれば可能である）。それは高い満足度（80%以上）にも表れており、これらの運営方針が区民をはじめ、在勤・在学の人たちにも受け入れられ、支持を得て、すでに定着しつつあることを示している。

前述の通り、区民のニーズに応え、サービスの拡充を図っていくには、それだけ経費はかさむ。千代田区のように指定管理者制度導入後、図書館運営経費が増えることもある。

したがって、何のための指定管理者制度なのかをもう一度考えなければならない。そしてこれから目指していこうとする図書館の姿はどのようなものなのか、松阪市に住む住民の望む図書館の姿はどのようなものなのか、改めて問うていく必要がある。

千代田区が行ったように、松阪市もまず、松阪市とはどのような機能と特徴を備えた街なのか自己分析することから始めなければなるまい。そしてそれらを基に、多くの住民も交えながら新たな図書館のコンセプトを明確にしていく必要がある。

新たな図書館を目指し、すでに図書館運営の成功している自治体はいくつもある。しかし、それらはその地域だからこそ成功したのだと冷静に判断することも大切であろう。わが街の図書館はわが街でしか成り立たない図書館であっても良いと考える。

（文責 植松泰之）

視 察 日 : 平成 25 年 8 月 28 日 (水)

視察調査先 : 農林水産省／林野庁

視察調査事項: 中山間地域における問題について

応 対 者 : 農林水産省生産局農産部園芸作物課 課長補佐 秋葉一彦氏

農林水産省農村振興局農村政策部中山間地域振興課 課長補佐 川崎奉以氏

農林水産省農村振興局農村政策部中山間地域振興課 課長補佐 柳澤貴雄氏

林野庁森林整備部森林利用課 課長補佐 秋野良恒氏

林野庁林政部経営課林業労働対策室 課長補佐 廣田祐一氏

林野庁林政部企画課 課長補佐 石井洋氏

《目 的》

松阪市における市街地外の周辺地域の現状は全国の中山間地域や農村の抱える現状と相通ずるものがある。人口の減少・高齢化、集落機能の低下、農業所得の減少、生きがいの喪失、社会インフラの老朽化、廃校等遊休資源の増加など、全国的に問題となっている課題は松阪市にも山積している。このような課題に対し、国はどう対応しようとしているのか、農林振興局にその政策を聴く。

また、森林・林業の再生に向け、積極的に取り組んでいく必要がある中で、現在、国が検討課題として挙げている事項は何なのか、そしてその対応すべき方向は如何なるものなのかを林野庁に聴き、今後、松阪市における対応策に資するものとする。

《調査内容》

中山間地域や農村にはその地域に限った特有の課題がある。しかし、当然、そのような地域をもつ自治体はいわゆる都市住民も同時に抱えている場合も多い。

そこで、これから農村を活性化させようとするならば、中山間地域や農村単独で課題解決策を見出すのではなく、都市部も巻き込んだ対応を進めて行くことがこれからの対策には欠かせなくなる。

そのために新規対策として「都市農村共生・対流総合対策交付金」を設置した。これは集落連携推進対策として地域活性化や暮らしの安心の活動に必要な体制整備、また自立的活動の後押しをするもので、中山間地域や離島などを想定し、活力アップ重点地域を定めたり、平場農業地域など自立発展可能地域を定め、それぞれ以下のような活動（12 項目）の推進を目指すものとしている。

活力アップ重点地域

子ども農山漁村交流
地域資源の活用やボランティアを取り込んだグリーン・ツーリズム
自然や景観を生かした美しいむらづくり
集出荷などを通じた地域内外の連携
定住・集住等の環境整備
市民と連携した農業被害の防止
自立発展可能地域
「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム
農山漁村における大学・企業等の研修
「食」の提供などを通じた学校・企業等との連携
ITを活用した消費者とのネットワークづくり
「農」を活用した医療・福祉との連携
地域提案活動

実施主体は地域協議会や農業法人、NPO 等が考えられ、実施期間を上限 2 年とし、1 地区上限 800 万円を設定している。これには教育委員会とも連携した上で都市部の子供達の長期滞在を促したり、空き家や廃校を利用することによる施設整備も活用対策として考えられるものである。

これらの対策を講じることで交流人口の増大、農林漁業者の所得の増大、農山漁村の雇用の増大が期待でき、ひいては地域コミュニティの再生や農山漁村の活性化につながるものと考えられている。

森林・林業の再生と木材の促進について、国では「木材の復権」に向けていくつかの検討課題を挙げている。

災害に強い国土づくりと地球温暖化防止への貢献として、治山対策や適切な間伐等の実施、森林施業の集約化、不在村所有者対策等の推進が必要とされ、それらの対応方向として、平成 25 年度、山腹崩壊地等の復旧整備の実施に治山事業としての 611 億円と災害復旧等事業としての 100 億円が予算計上されている。また集約化や間伐等の森林整備の推進に森林整備事業として 1,185 億円計上された。

同時に、森林・山村の有する多面的機能の発揮を目指し、里山林等の保全管理や森林資源の利活用を実施していく体制の整備が不可欠であることから、地域における活動組織が実施する取組みへの支援として、森林・山村の多面的機能発揮対策 30 億円が計上された。

その他、次世代林業者の確保や育成支援のための「緑の雇用」事業 71 億円、地域材の利用拡大の推進（木質バイオマス利用施設の整備等）のための強い林業・木材産業構築緊急対策 924 億円、地域材を活用した木造住宅の建築等に「木材利用ポイント」を付与し、活用促進を目指した事業 410 億円も計上された。

視 察 日 ： 平成 25 年 8 月 28 日（水）

視察調査先 ： 文部科学省

視察調査事項： 教育委員会制度について

応 対 者 ： 初等中等教育局初等中等教育企画課 教育委員会係長 林剛史氏

《目的》

昨今の教育現場を取り巻く諸問題を見るにつけ、教育委員会が上手く機能せず、組織として形骸化しているといわざるを得ない。組織機構が分かりにくい、責任の所在が明らかでない等、色々な立場から様々な意見が噴出している現状もある。このような声に押され、今、教育委員会制度を見直そうという動きが出てきている。政府の教育再生実行会議が示した提言もその重要な動きの一つである。

今回、この教育再生実行会議が示した提言を中心にその目的、背景、目指すべき教育委員会のあり方を検証し、松阪市の教育行政をあらためて見直していくものとする。

《調査内容》

閣議決定に基づき内閣総理大臣が開催する教育再生実行会議は、教育委員会制度の抜本的改革等について議論し、本年 4 月、改革の方向性について 4 つの提言を示した。それは、

1. 地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。首長による教育長の任命・罷免に際しては、議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質や能力をチェックする。
2. 教育長を教育行政の責任者とするに伴い、教育委員会の性格を改め、その機能は、地域の教育のあるべき姿や基本方針などについて闊達な審議を行い、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする。
3. 政治的中立性等を確保するため、特に、教育長が教育の基本方針や教育内容に関わる事項を決定する際には、教育委員会で審議するなどの制度上の措置を講ずる。
4. 上記の方針の下、新たな地方教育行政体制において、教育委員会で審議すべき事項とその取扱い、教育委員の任命方法、教育長の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会においてさらに専門的に審議されることを期待する。その際、新たな教育行政組織の名称について、役割や機能が国民に分かりやすいものとなるように配慮する必要がある。

これらの課題を克服するため、教育再生実行会議が提言した教育委員会制度等のあり方は、地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築くこととしている。

中でも教育行政における権限と責任の所在が不明確である点は、組織の構築に関わることから深刻である。非常勤の教育委員からなる合議体がトップであることや教育委員長（教育委員会の代表）と教育長（事務を司る）との関係が分かりにくい点。直接選挙で選ばれる首長と教育委員会との意思疎通や連携に課題がある点。そして、教育委員は十分な情報を持たず、教育委員会自体は事務局の提出する案を追認するだけで実質的な意思決定を行っていない点等。

これらを基に下村博文文部科学大臣は中央教育審議会に対し、以下の点を中心とした審議を諮問した。

- 1) 教育委員会制度のあり方
- 2) 教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係のあり方
- 3) 学校と教育行政、保護者・地域住民との関係のあり方

というもので、詳細は以下の通りである。

- 1) 教育委員会制度のあり方については、首長と教育長との関係として、首長が任命する教育長の任期や罷免の要件をどうするか、新しい教育委員会の組織と役割として、教育委員に求められる資質や能力をどう考えるか等。
- 2) 教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係のあり方として、公教育における国の最終的な責任の果たし方等。
- 3) 学校と教育行政、保護者・地域住民との関係のあり方についてはコミュニティ・スクールなど、地域と共にある学校づくりを推進する方策等。

今後、諮問された中央教育審議会は本年秋頃に中間まとめを提出し、年内には下村博文文部科学大臣に答申することとしている。

《所感》

昨今、教育委員会への風当たりは日ごと強まっている。教育委員会そのものの存在を否定する、いわゆる教育委員会不要論も出てきている。そのような中でこの度、教育再生実行会議は、教育委員会制度の課題のあることは認めるものの委員会自体は存続させ、制度内容を改革する方向性を示した。制度を見直すことで多くの課題は解決するというスタンスである。

ここで問題となるのは、教育再生実行会議が、実効力のある教育委員会を構築するには教育委員会委員の資質・能力を高めることを前提としていることである。提言では、教育の基本方針や教育内容に関わる事項等の審議をし、教育委員会事務局の追認機関を脱却するために「広い視野を持って我が国の将来を思い、未来を担う子どもの育成を熱心に考え行動できるものを人選」するべきとし、「保護者に加え、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等がある地域では、その関係者を委員にするなど住民の意向の反映に努める」ことの必要性に言及している。

これは取りも直さず、各自治体・各行政地域の意向如何により教育委員会の実効性の強弱が生じるということに他ならない。いくら新たな教育委員会の責任者になるであろう教育長の任命・罷免権を首長に保持させるとしても、教育行政の方向性や執行状況をチェックするのが教育委員会の重要な職務である限り、実質的に教育委員会そのものの実効力が問われることに変わりはない。

つまり、教育委員会が如何に高い資質と能力を備えた委員によって構成されるかに掛かってくるのである。ここを担保するには委員の選任方法の仕組みを見るまでは当該提言に対する正誤判断はできまい。提言を受けた文部科学大臣は中央教育審議会に審議を諮問した。したがって、新たに生まれ変わるであろう教育委員会の真価は今後の中央教育審議会での議論を俟つしかない。

(文責 植松泰之)

視察報告書

平成25年8月28日(木)

【内閣府】

1 視察項目

＝少子化危機突破のための緊急対策＝(少子化について)

1 「子育て支援」の強化

★「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行

- ・私たちの国の「子育て支援」は、平成24年に『子ども・子育て関連3法』が成立しておりますが新制度が着実に施行するため25年4月に「子ども・子育て会議」が設置し地域の実情に応じて、子育て支援が総合的に推進できるように整備することとなった。

★「待機児童解消加速化プラン」の推進

- ・都市部を中心とする「待機児童問題」では、問題解消として地方自治体に対し出来る限りの支援策を平成25年度からはじめ待機児童解消の加速化を図る計画である。これによって「緊急集中取組機関」(平成25・26年度)に約20万人分の保育を整備し、(平成27・29年度)に更に再整備を進めて上記と合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保する。その際にはスピード感をもった施設整備を推進する運びあります。

★多子世帯への支援

- ・多子世帯に3人以上の世帯に対して、子育てにかかる費用の軽減を図る観点から現在講じている保護者負担となっている特例措置などの支援を展開していくことが重要である。

★地域・職場の「子育て支援ネットワーク」

- ・地域や職場での子育て支援を進めるとともにスポーツや文化芸術等を基盤とした「子育て支援のためのネットワークづくり」や「企業・NPO等の連携による子育て支援事業」、企業や店舗等が参加する「子育て支援のためのパスポート事業」の推進、地域コミュニティの子育て支援の拠点の確保、事業所内(大学・病院等も含む)の保育等の支援を推進。また、障害のある子どものライフステージに応じた一貫した支援、家庭的養護の推進、自立支援の推進等、支援が必要な子どもが健やかに育つ環境づくりを進める。

2 「働き方改革」の強化

★子育てと仕事の「両立支援」

- ・男女が子育てをしながら仕事の責任を果たせることを可能になるよう。働き方の柔軟化などの働き方改革を進めることが必要とされている。パートタイマーなど非正規労働者も育児休業を取れるように職場環境整備を進めることも必要とされる。

★中小企業の両立支援促進

- ・仕事と子育ての両立の取り組みを促進するために育児休業取得後の円滑な「職場復帰支援プラン(帰)」の策定さらに中小企業における仕事と子育ての両立支援の好事例を普及し、企業に応じた取り組みを行なう。

★企業による「女性登用」の促進

- ・女性が子育てをしながら活躍して働くことができる環境整備という観点から、個別企業における役員

管理職等への女性の登用に向けた働き掛けを行なう。全上場企業において役員に一人は女性を登用するように働きかける。

★ロールモデル等の普及

- ・女性キャリア形成をしていく上で、企業におけるロールモデルやメンターの普及を図る。また、女性就労者に対する教育訓練機会の拡充を促す。

★男性の働き方の見直し

- ・子育て期をはじめとして男性の働き方の見直しや意識改革も進めていく必要がある、ワーク・ライフ・バランス施策を推進する。

3. 結婚・妊娠・出産支援

★結婚・妊娠・出産支援の「全国展開」

- ・結婚を希望する者が結婚できるように、自立に向けた支援、正規雇用化やキャリア形成等の支援に引き続いて取り組む、全国レベルでの結婚・妊娠・出産支援に関する情報共有や、先進的な事例等に対する表彰を行なう
- ・中学生・高校生等が乳幼児と出会い、ふれあう機会の推進や地域の青年活動の促進等を図る。

★妊娠・出産等に関する情報提供、啓発普及

- ・妊娠・出産等について、適切な時期に正確な情報提供を行ない啓発普及を図ることが重要である。情報提供・啓発普及のあり方に関する研究班」を設置して、具体的な施策を検討していく。

★地域の「相談・支援拠点」づくり

- ・地域における相談支援拠点の体制充実を図るために「女性健康支援センター」について全国統一番号の呼称等を分かりやすく覚えやすいものにして周知を図り、利用者が気軽に利用できるようにする。

★「産後ケア」の強化

- ・産院退院後の母親にできる限り早期の接触を図り、必要な支援につなげる必要がある。具体的には早期の電話相談等の充実をはかる。

★地域医療体制（産科・小児医療）の整備

社会保障制度改革国民会議の議論を踏まえ、地域の産科、小児医療体制の整備のため地域医療。医師確保に取り組む。

★不妊治療に対する支援

不妊治療に対する支援の在り方について検討し、その結果を踏まえ支援を行なう。

4. 国民的な認識醸成と地域プランへの支援

★国民への情報発信と政府による着実な施策実行

- ・企業の経営者や自治体の首長の間で「少子化危機」に関する状況・対策の必要性について認識を広めて少子化対策への積極的な参加を推進していくことが重要である。
- ・少子化対策の展開にあたっては、具体的な政策目標・スケジュール等を明確に示し、国民的な理解を得ながら実行していくことが重要である。

★「地域・少子化危機突破プラン」の推進

- ・少子化対策において、地域の実状に即した取組みが重要であるとしている。地方自治体が創意工夫した「地域・少子化危機突破プラン」を全国から公募して、この中から選定して集中的に取組みを支援し、成果や課題について全国的に共有することで少子化対策の地域レベルの取組みを推進・加

速化していく。

5. 制度・財源面の対応

★子ども子育て支援新制度等の財源確保

- ・「子ども・子育て支援新制度」における円滑な施行を図るため、幼児教育・保育・子育て支援の質と量の充実を図るための財源として、1兆円超程度の確保に努める。
- ・「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行を確保し、待機児童解消等を推進するために「保育緊急確保事業」を実施する。
- ・地域において若者が経済面に安定した企業に雇用できる環境の整備がされ、「結婚・妊娠・出産支援」や「子育て支援」などの安心こども基金などの活用も含めた財政的な支援について検討していく。

平成26年度で期限切れとなる「次世代育成支援対策推進法」についても官民あわせて「少子化危機突破」に向けた取組みを推進する観点からも延長・強化を検討していく。

以 上

2 【所 感】

将来を担う若い世代が家族の形成と子育ての喜びと、行く先の子供たちにとってより良い社会を目指すためにも「結婚」「妊娠」「出産」「育児」における課題の解消を目指し家族を中心に地域全体で子育てを支援していく取り組みの推進が今後の課題としている。

少子化社会の問題は結婚や妊娠また出生など個人の考え方、価値観の問題であって、個人の選択が優先されます。少子化による人口構造の変化は私たちの国に直接的に社会保障費用の増大を招き経済成長への影響についても懸念される点もあり社会的課題でありました。

若年層の間では、希望する子どもの出生数は平均で2人以上となっております。しかし、晩婚化が進み生涯未婚率が増えて合計特殊出生率も1.41と結婚・妊娠・出産に対し国民への希望が叶えていない。少子化対策は政府、関係者あわせて取り組まなければいけない。

これまでも政府は少子化対策に取り組んできたが、少子化の新興に歯止めがかかっていない。これらは団塊ジュニア世代による第3次ベビーブームは起こらず出生数の減少が続いている。また、

今までの少子化対策は、「子育て支援」「働き方改革」を中心に取り組んでまいりました。子ども・子育て関連3法、の成立や仕事と生活の調和等の策定を進めてきましたが待機児童解消や、長時間労働の抑制等をはじめとして更なる強化が望まれてまいります。

また、個人の希望の実現といった点で政策ニーズが高く、出生率の影響も大きくされて「結婚・妊娠・出産」関わる課題については、これまでの取り組みは弱かったのが現状であった。

今回、①「子育て支援」②「働き方改革」を強化し「結婚・妊娠・出産支援」を少子化危機突破として『3本の矢』の柱を打ち出し緊急危機として推進、実現される事を期待をしています。

平成25年8月29日（木）10:00～11:30 於衆議院議員会館

「道州制」について 「政府と自由民主党の主な動き」

講師 自由民主党道州制推進本部長 衆議院議員 今村雅弘 氏

秘書 無津呂智臣氏

「道州制推進本部」のスタートは、平成16年11月8日、道州制調査会（伊吹文明会長）で、2年7か月後の平成19年6月19日に調査会の第二次中間報告をしている。次いで、同年11月2日に、道州制推進本部（谷垣禎一本部長、現在は今村雅弘本部長）に再編し現在に至っている。道州制のイメージは都市部と地方と認識の差、受け取り方が国県市町村及び民間団体・個人によって格差があり、議論がかみ合わず前進していないのが現状である。骨子をまとめてみると下記のとおりです

1、 組織

- ① 全国に10程度の道州を設置する
- ② 都道府県を廃止する
- ③ 基礎自治体は、現状を基本とする（自主合併は妨げない）
- ④ 基礎自治体の機能を補完する必要がある小規模な基礎自治体については、道州が地方機関を設置して、その事務を支援するなどの仕組みを設けることができるようにする
- ⑤ 東京及び政令市のあり方は検討する

2、 権限

- ① 国の関与等をできるだけ廃止し、二重・三重行政をなくす
- ② 国は国家の存立に関すること、全国的に統一的定めが必要なこと等を行い機能を集約・強化する
- ③ 道州は道州内に関することを行い、国の権限に属することを除き道州法を制定できる。基礎自治体の能力に応じ事務・権限を委譲する
- ④ 基礎自治体はその能力に応じて事務・権限を担い立法することができる

3、 国・道州・基礎自治体の役割分担に関する三原則

- ① 国庫補助事業は廃止し、財源を付して道州・基礎自治体に移管する
- ② 国の地方支部局は廃止する
- ③ 国が制度の基本・基準を定めても実施主体は道州・基礎自治体とする

4、次の国会に「道州制基本法案」を提出予定

所感

現在の国の形は東京一極集中が続く中、地方との格差、少子高齢社会、制度疲労、財政・社会保障の行きづまりから国民は閉塞感を抱いているので、新しい国の形を作り上げることが今求められている。

国では9年前から道州制について調査研究しているが難問が多く結論が出ないので内閣府に「道州制国民会議」を設置、幅広く国民にも検討してもらう法案を出すとのこと。国の仕組みを変える世紀の大変革に長期間（2～30年）要する可能性も。現実を把握し、日本国の発展の為に国民も参加し考える必要があると思います。

（文責 大平 勇）